

議題(1) 大規模災害時における医療救護体制の変更について

1 経緯

多数の死傷者が発生する大規模災害発生時には、市は、碧南市医師会、歯科医師会、薬剤師会（以下、3つの機関を総称して三師会とする）と協力し、医療救護所を設置、運営していくこととなっている。

医療救護所は市内6カ所に設置をすることとなっていたが、医師や看護師等の人員を災害時に十分確保することが困難と想定されるため、三師会からも6カ所設置することは現実的でなく、設置数を減らすべきであると意見があった。

そのため、三師会、健康課、市民病院、防災課で協議を行い、安城市が医療救護を先進的に取り組んでいることから、安城市を参考にして医療救護体制変更の検討を行った。

2 変更内容（案）

(1) 医療救護所設置数の変更

変更前（6カ所）	変更後（2カ所）
新川小学校、西端小学校、中央小学校 棚尾小学校、鷺塚小学校、大浜小学校	新川小学校（代替：新川中学校）、 棚尾小学校（代替：南中学校）

※碧南市と安城市の設置数比較

碧南市 設置数：2カ所 人口：約7.3万人 3.65万人／カ所

安城市 設置数：5カ所 人口：約19万人 3.8万人／カ所

※設置場所の選定理由

碧南市の北と南に1カ所ずつ設置することとし、大規模災害時においても比較的どの地区からも行きやすい場所と思われる、新川地区と棚尾地区に設置することを想定。

(2) 外科診療施設による臨時救護所の廃止

【変更前】

市内の外科診療施設を臨時救護所とすることとしていた。

【変更後】

臨時救護所は開設せずに、外科診療施設の医師等は2カ所の医療救護所で活動する。

(3) 医療救護班の編成方法の変更

【変更前】

各医師等において担当医療救護所を決めておき、発災後に直接現地へ向かい医療救護を実施する。

【変更後】

今後は、発災後に、三師会及び市の第1医療班が市役所に参集し、市内の被災状況や参集状況を確認した上で、開設する医療救護所の決定し、医療救護班の編成を行った後、現地へ向かい医療救護を実施する。